

「川崎市犯罪被害者等支援講演会」を開催します！

川崎市では令和4年4月から「川崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪に遭われた方々に特化した支援を開始してまいりました。犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性について、一人一人が考え理解を深める機会として、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせ、犯罪被害当事者及び支援者による講演会を、今年度は11月26日に開催します。

※犯罪被害者週間とは・・・

国が策定している「犯罪被害者等基本計画」において、毎年11月25日から12月1日までが「犯罪被害者週間」と定められており、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民の理解を深めることを目的としています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」（警察庁）

- 1 日 時 令和7年11月26日（水） 14時00分～16時30分（13時30分開場）
2 会 場 川崎市役所本庁舎 復元棟101会議室
3 定 員 50名（入場無料・事前申し込み優先・当日入場可）

4 内 容 等

（1）基調講演 14時00分～15時30分

「性被害にあった私の生き方～二度の性被害にあい感じたこと・考えたこと」

講師 ^{あべ ゆうき} 安部 有紀 氏（助産師）

【参考】本市における性犯罪被害に関する相談者数（性犯罪関係相談者数/全相談者数）			
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 ※
31/158(19.6%)	31/143(21.6%)	34/112(30.3%)	38/107(35.5%)

※10月末時点（暫定）

（2）基調講演 15時30分～16時30分

「犯罪被害にあうということ～途切れない支援の重要性・わたしたちにできること～」

講師 ^{おおつか あつこ} 大塚 淳子 氏（帝京平成大学 人文社会学部 人間文化学科 教授）

5 その他

当日、撮影に関する制限事項がございますので、報道機関の方が参加される場合は、受付にて職員にお声掛けください。また、腕章等で報道機関である旨を明示していただきますようお願いいたします。

問合せ先
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 山根
電 話：044-200-2354